

鳥取県医療機関・社会福祉施設等非常用通信設備緊急整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県医療機関・社会福祉施設等非常用通信設備緊急整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、医療機関の開設者及び入所施設を運営する社会福祉施設の事業者等に対し、非常用通信設備の整備費用を助成することにより、災害時における通信環境を確保し、もって県内の災害時の医療福祉体制の維持を図ることを目的として交付する。

(補助の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う別表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とし、1施設の補助上限額は別表の第4欄に定めるとおりとする。
- 3 過去に県の補助事業により非常用通信設備を整備した施設等については、本補助金の対象外とする。
- 4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別途、県が定める日までに提出しなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
なお、複数の施設を一括して申請する場合、様式第1号は施設毎に別葉で作成し、備考欄に優先順位を付して提出するものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、前条第1項に定める日から起算して20日が経過する日までにを行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 4 第3条第3項の規定により補助対象とならなかった施設がある場合は、申請者に対してその旨を通知する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額を伴う変更以外の変更とする。

- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- なお、法人等が運営する複数の施設について報告する場合は、様式第1号は施設毎に別葉で作成し提出するものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(処分を制限する財産等)

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格が50万円以上のものとする。
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年11月26日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 実施主体	3 補助対象経費	4 限度額
災害時における非常用通信設備の整備	<p>1 県内で運営している医療機関のうち、次の医療機関の開設者 ただし、医療法人が運営する複数の医療機関を一括して申請する場合は、当該医療法人</p> <p>(1) 病院 (2) 分娩又は人工透析を取り扱う診療所</p> <p>2 県内で運営している社会福祉施設のうち、次の施設の事業者 ただし、社会福祉法人等が運営する複数の施設を一括して申請する場合は、当該社会福祉法人等</p> <p>(1) 高齢者施設 介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p> <p>(2) 障がい児者施設 障害者支援施設、共同生活援助（障がい者グループホーム）、障害児入所施設</p> <p>(3) 保護施設 救護施設</p>	<p>衛星通信サービス設備（衛星携帯電話、衛星データ通信機器等）の整備に要する経費</p> <p>※機器の購入経費のみを対象とし、維持管理に係る経費（ランニングコスト）については補助対象外とする。</p>	1 施設あたり 600 千円

※過去に県の補助事業により非常用通信設備を整備した施設等に係る補助事業は対象外とする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

鳥取県医療機関・社会福祉施設等非常用通信設備緊急整備事業計画（報告）書

1 事業計画（実績）の内容

施設等名	所在地	

整備内容	整備時期	備考

2 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※有の場合は、以下の欄に補助金名等を係る問い合わせ先を記載すること。

補助金名	事業内容	問い合わせ先

3 所要（精算）額

（単位：円）

設備（機器）名	事業費（補助基準額）(A)	県補助金所要（精算）額 ※ (A) 又は 60 万円のいずれか低い額
	円	円

※交付申請時には事業費の確認できる見積書等、実績報告時には事業費の確認できる領収書及び整備した機器の写真を添付すること。

4 過去の非常用通信設備の整備実績（いずれかに○をすること）

・整備実績あり（ 県補助金の活用の有無 有 ・ 無 ）

・整備実績なし

法人等が運営する複数の施設を一括して申請する場合、本様式は施設毎に別葉で作成し、それぞれの備考欄に優先順位を記載すること。

第 年 月 日

様

鳥取県知事
(公印省略)

鳥取県社会医療機関・社会福祉施設等非常用通信設備緊急整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県医療機関・社会福祉施設等非常用通信設備緊急整備事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県医療機関・社会福祉施設等非常用通信設備緊急整備事業補助金交付要綱（令和6年 月 日付第 号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県医療機関・社会福祉施設等非常用通信設備緊急整備事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあつた鳥取県医療機関・社会福祉施設等非常用通信設備緊急整備事業補助金（以下「補助金」という。）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金交付要綱第5条第5項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 交付された補助金の額の確定額
金 , 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 , 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 , 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 , 円
- 5 添付資料
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（別紙）
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第3号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ	課税売上			非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上対 応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法